

大館市へき地保育料の算定に係る手続きについて

【3歳以上児のかた】

保育料は、所得（課税額）にかかわらず0円となります。
必要な手続きはありません。

※年齢は、年度当初（4月1日時点）
における年齢となります。

【2歳児のかた】

以下及び裏面の内容をご確認ください。

◆保育料は次の①から⑤までにより算定されます

必要な手続き等がないかご確認ください。②以降は該当しなくなった場合も手続き等が必要となります。
各事項に変更があり保育料等が変更となる場合、変更を届け出た翌月以降の保育料算定に適用されます。

①市町村民税の額（父母合算額）

4～8月分は前年度、9～3月分は当年度の課税額を用います。また、事実婚による配偶者を含みます。
※父と母のそれぞれの収入が年103万円以下等のとき、同居の祖父母等の課税額を合算する場合があります。
※課税証明書の提出が必要となる場合があります。その場合は別途ご連絡いたします。

②兄弟の有無

兄弟がいる場合、保育料が軽減される場合があります。詳しくは裏面の保育料表をご覧ください。
※年度が変わり、兄弟の年齢が上がることで軽減がなくなる場合もありますので、ご注意ください。

【手続】 【入園児童と兄弟の住所が異なる場合のみ】 子ども課までご相談ください。

③ひとり親世帯（軽減世帯）に該当

未婚、離婚、死別の状態を指します。それ以外（離婚調停中など）については⑤をご覧ください。

【手続】 【すべてのかた】 戸籍謄本の提出（児童扶養手当の申請等で提出済みの場合は不要です。）
【未婚のかた】 寡婦（夫）控除みなし適用申出書（保育料が軽減される場合があります。）

④障害等世帯（軽減世帯）に該当

手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書）を所持していて、かつ施設入所していない同居の世帯員がいる世帯。

【手続】 ○個人番号届出書の提出

⑤その他

離婚調停中、配偶者からの暴力等により避難中などの世帯。

【手続】 ○申立書の提出 ○離婚等調停申立書などの写し（詳細はお問い合わせください）
※保護者が「里親」である場合は、子ども課までご連絡ください。

■お問い合わせ先 子ども課子育て支援係（電話）0186-43-7053

裏面にへき地保育料表を掲載しております。

◆保育認定以外（2歳児のみ）

階層	定義		一般世帯		軽減世帯		保育料助成割合
			第1子	第2子	第1子	第2子	
1	生活保護世帯等		0	0	0	0	1/2
2	市町村民税 非課税世帯(均等割課税世帯含む)		3,000	0	0	0	1/2
3	市町村民税	77,100 円以下	7,600	3,800	3,000	0	1/2
4	所得割	77,101 円以上 211,200 円以下	10,500	7,700	10,500	7,700	1/4
5	課税額	211,201 円以上	10,500	9,650	10,500	9,650	対象外

※満3歳の到達前は、階層・年齢順・世帯にかかわらず10,500円となります。

◆保育認定（2歳児のみ）

階層	定義		一般世帯		軽減世帯		保育料助成割合
			第1子	第2子	第1子	第2子	
1	生活保護世帯等		0	0	0	0	1/2
2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	1/2
3	市町村民税 所得割 課税額	48,600 円未満	10,500	7,300	6,700	0	1/2
4-1		48,600 円以上 57,700 円未満	10,500	10,500	6,700	0	1/4
4-2		57,700 円以上 77,101 円未満	10,500	10,500	6,700	0	1/4
4-3		77,101 円以上 97,000 円未満	10,500		10,500		1/4
5		97,000 円以上 169,000 円未満	10,500		10,500		1/4
6		169,000 円以上 301,000 円未満	10,500		10,500		対象外
7		301,000 円以上 397,000 円未満	10,500		10,500		対象外
8		397,000 円以上	10,500		10,500		対象外

○兄弟がいる場合、生計を一にするお子さんの年齢順に、第3子以降は0円となります。

※お子さんの年齢順は、「保育認定以外」の4階層・5階層は小学校3年生以下のお子さんだけで判断し、「保育認定」の一般世帯の4-2階層から8階層まで、軽減世帯の4-3階層から8階層までは小学校就学前のお子さんだけで判断します。（就学前のお子さんは保育所等に在籍しているお子さんに限ります。）

○保育料助成割合について、「平成28年4月2日以降に生まれた第3子以降の子どもがいる世帯の第2子以降」、「平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降」は助成割合が10/10(全額助成)となります。ただし、「対象外」の階層を除きます(一部例外あり)。

※ここでの年齢順は、階層にかかわらず、全てのお子さんについて、判断します。